



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和5年11月第1回市長定例記者会見

- ・日時 令和5年11月6日(月)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 自治会業務の負担軽減に向けて広聴会を実施します(資料1)
- 2 有害鳥獣対策事業においてクマの捕獲実績が大幅に増加し
市民への注意を呼びかけています(資料2)
- 3 官製談合防止法研修会を実施します(資料3)
- 4 令和5年度第1回市政モニターアンケートの実施結果をお知らせします(資料4)
- 5 ふるさと再発見 渋川の偉人展第12回目として「渋川郷学 周休竹溪顕彰展」
を開催します(資料5)

その他資料提供

- ・「渋川市地域福祉計画」、「渋川市障害福祉プラン」、「渋川市高齢者福祉計画」
の策定に係る市民意見公募を実施します(資料6)
- ・令和5年度人権尊重ポスター入賞作品展示会を開催します(資料7)

○次回開催予定

日時：令和5年11月13日(月) 午後1時～

場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
11月6日(月)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	政策戦略課
11月7日(火)	13:30	令和5年度渋川市優良事業所表彰式	市役所第二庁舎	商工振興課
11月8日(水)	10:00	叙位伝達式	市内	秘書室
11月9日(木)	10:30	上毛新聞でい談	上毛新聞社	秘書室
	14:00	群馬県市長会議	市町村会館	秘書室
11月10日(金)	9:00	消防署西分署庁舎建設安全祈願祭	伊香保地内	広域組合
	10:00	群馬県保育問題連絡会との懇談	市役所本庁舎	こども支援課
	13:00	12月補正予算査定	市役所本庁舎	財政課
11月11日(土)	9:30	第6回しぶかわスポーツクラブまつり開会式	中村緑地公園	DX・行政管理課
	10:00	河原自治会災害通信局開局式	萬日会館	危機管理室
11月12日(日)	10:00	つながるフェスティバル	子持ふれあい公園ほか	地域包括ケア課
11月13日(月)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	政策戦略課
	14:30	令和5年度第1回渋川市子ども・子育て会議	市役所本庁舎	こども政策課
	16:00	第32回政策戦略会議	市役所本庁舎	政策戦略課

自治会業務の負担軽減に向けて広聴会を実施します

渋川市が全庁的に取り組んでいる自治会業務の負担軽減について、庁内ヒアリングを実施してきました。市の考えと自治会の考えをすり合わせるため、市と自治会が直接意見交換する場として、広聴会を開催します。

1 目 的

渋川市は、自治会からの負担軽減の要望を受けて、今年度から全庁での負担軽減に向けた検討を進めています。これまでに、庁内の調査、自治会長へのアンケート、庁内ヒアリングを実施してきました。市の考えと自治会の考えをすり合わせるため、自治会と市が直接意見交換をする機会を設け、より効果的な負担軽減につなげるための広聴会を開催します。

2 これまでの経過（令和5年）

- ・ 4月5日 政策戦略会議を開催
- ・ 4月7日 庁議において負担軽減見直しの必要性、進め方を全庁で共有
- ・ 5月24日 庁内各所属に自治会の負担軽減の見直しに係る検討を依頼
- ・ 5月31日 自治会長説明会において市の方針を説明
- ・ 6月26日 自治会長にアンケートを実施
- ・ 7月3日 庁議において各所属の検討結果を報告
- ・ 7月～8月 総合戦略部、市民環境部における調整会議を開催
- ・ 8月 各所属に負担軽減に係る再検討を依頼
- ・ 9月～10月 各所属にヒアリングを実施
- ・ 10月 自治会長懇談会においてアンケート結果及び経過報告
- ・ 11月 広聴会を開催

3 開催日時等

日 時	地 区	場 所
11月14日(火)午後2時～	古巻豊秋地区	市役所第二庁舎202会議室
11月14日(火)午後6時～	東部地区	市役所本庁舎大会議室
11月15日(水)午後2時～	子持地区	子持行政センター2階会議室
11月16日(木)午後2時30分～	赤城地区	赤城公民館
11月16日(木)午後6時～	金島地区	市役所第二庁舎203会議室
11月20日(月)午後6時～	北橘地区	北橘行政センター市民ギャラリー
11月21日(火)午前10時～	伊香保地区	伊香保公民館本館講義室
11月21日(火)午後6時～	西部地区	市役所第二庁舎202会議室
11月27日(月)午後6時30分～	小野上地区	小野上公民館

※開催時間は、各地区90分程度を予定しています

4 内 容

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 経過報告及び意見交換
- (4) 閉会

5 参加者（予定）

- ・各自治会役員 2 人
- ・市民環境部長
- ・部局長 2 人
- ・市民協働推進課
- ・各地区自治会連合会事務局担当者

6 今後のスケジュール

広聴会の結果を受けて、再度検討を行い、令和 6 年 2 月に結果の報告を行う予定です。

7 そ の 他

市自治会連合会役員会へ別途説明を行います。

■問い合わせ先

市民環境部 部長 田中 良（内線1100）

担当：市民協働推進課（電話0279-22-2463）

課長 小野 宏仲（内線4314）

自治活動支援係長 南雲 高（内線4315）

有害鳥獣対策事業においてクマの捕獲実績が大幅に増加し 市民への注意を呼びかけています

今年度はツキノワグマの捕獲頭数が昨年度と比較して増加しています。
群馬県内では人身被害も発生していますので、行楽等で山に入る際には十分注意してください。

1 概 要

渋川市は、有害鳥獣対策事業として、イノシシやシカ、クマなどの捕獲を実施しています。この事業における令和5年度9月末時点のツキノワグマ捕獲頭数は、17頭となっています。この数は、昨年同期と比較して14頭多く、過去10年で最も多くなっています。

群馬県内では、クマによる人身被害が今年度既に3件発生しています。また、群馬県鳥獣被害対策支援センターの発表では、今年度は堅果類（ドングリ）の実が不作となっているため、クマがエサを求めて人里等へ出没すること考えられます。

渋川市では、クマの目撃情報があった際は、防災行政無線やメールで市民に注意を呼びかけているほか、市ホームページにクマの対策を掲載しています。

また、渋川市は、猟友会に加入して有害鳥獣捕獲隊として従事していただける人に、銃猟免許及び銃所持許可の取得に要する経費に対し、補助金を交付しています。

2 有害鳥獣の捕獲実績

(1) 令和4年度と令和5年度の有害鳥獣捕獲実績の比較

	イノシシ	ニホンジカ	ツキノワグマ	アライグマ	ハクビシ	タヌキ	キツネ	合計
令和4年度	67	319	3	106	218	61	27	801
令和5年度	91	245	17	83	161	44	24	665

※両年度とも9月末現在の比較

(2) 令和5年度地区別ツキノワグマ捕獲頭数

地区	渋川	伊香保	小野上	子持	赤城	北橘
頭数	4	4	1	4	4	0

※令和5年9月末時点の実績

(3) 過去10年のツキノワグマ捕獲頭数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
3	7	1	2	7	9	9	10	7	3	17

※令和5年度は9月末時点の実績

3 防災行政無線での獣害予防目的の放送回数

	イノシシ	クマ	カモシカ	サル
令和2年度	10	11	0	0
令和3年度	2	5	1	2
令和4年度	4	12	0	0
令和5年度	1	3	0	1

※令和5年度は9月末時点の実績

4 市ホームページに掲載しているクマ対策の内容

(1) クマと出会わないために

- ・クマ鈴やラジオなど音の出るものを持って行きましょう
- ・もしもの時のために、市販されているクマ撃退スプレーを持参しましょう
- ・クマの行動が活発になる時間帯（早朝や夕方の薄暗い時間帯）を避けましょう
- ・ハイキングやキャンプで出たゴミは必ず持ち帰りましょう
- ・集落周辺や農地から、生ゴミや放置果実等の誘因物を除去しましょう
- ・きのこ狩りなどに夢中にならずに、周囲の音に注意しましょう
- ・新しい糞や足跡を見つけた時は、すぐに引き返しましょう

(2) もしクマに出会ってしまったら

- ・慌てず、騒がずに、落ち着いて、クマとの距離に応じて対応しましょう。走って逃げたり、大声を出したりすると、クマがパニックになって攻撃してくる危険があります。絶対にやめましょう
- ・子グマの場合も、近くに母グマが潜んでいます。かわいいからといって、近づいたり写真撮影するのはやめましょう
- ・クマとの距離が離れている場合（こちらに気付いていない場合）は、ゆっくりと静かに立ち去りましょう
- ・クマとの距離が近い場合（こちらに気づいた場合）
 - ①クマから目を離さずゆっくりと静かに後退しましょう
 - ②万が一の突進に備えて、クマとの間に障害物（立木など）がくるようにしましょう

(3) 住宅地周辺でクマを目撃したら

山でエサが不足していると、エサを求めて住宅地に迷い込んだり、生ゴミや放置果実等に引き寄せられたりして、住宅地周辺にもクマが出没する可能性があります。

住宅地周辺でクマを目撃したら、次のとおり対応してください。

- ①近くに避難できる場所（建物や車）があれば、避難しましょう
- ②近くに避難できる場所がなければ、山での遭遇時と同じように距離に応じて対応しましょう
- ③避難等により危険がなくなったら、市役所や警察へ通報しましょう

■問い合わせ先

市民環境部 部長 田中 良（内線1100）

担当：環境森林課（電話0279-22-2114）

課長 照井 清豊（内線1140）

森林・気候変動対策係長 山田 豊（内線2130）

官製談合防止法研修会を実施します

昨今、全国各地において地方公共団体の発注をめぐる市職員等が関与した官製談合事件により、市民の信頼を損なうような事件が発生しています。また、県内においても、公共工事の入札で予定価格の漏洩による官製談合が発生しました。

渋川市は、このような官製談合を含めた入札談合の防止策を講じて、事件を未然に防ぐための研修会を開催します。公正取引委員会の職員を講師に招いて、官製談合につながる職員の行為やその防止策について学ぶことで、市職員一丸となって入札談合等関与行為の防止に取り組んでいきます。

1 目 的

入札談合は、地方公共団体の予算の適正な執行を阻害し、納税者の利益を損ねる行為になります。官製談合を含めた入札談合を防止するには、発注機関職員として市職員が調達事務におけるコンプライアンスの重要性を理解することが必要不可欠です。そこで、調達事務に臨む基本姿勢や不当な要求に対するルールや対処法等について学び、入札談合の未然防止につなげることを目的に、官製談合防止法研修会を実施します。

2 日 時 令和5年11月22日(水) 午後2時～3時30分

3 場 所 渋川市役所本庁舎3階 大会議室

4 内 容

- (1) 入札談合の問題点
- (2) 入札談合の防止策、調達事務における基本姿勢
- (3) 実際に起きた具体的事例の説明

5 講 師 公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課職員(1名)

6 対 象 者 主に契約事務に従事する担当職員(各所属1名) ※約60人を予定

7 そ の 他

官製談合防止法研修会は、渋川市では初の実施になります。

■問い合わせ先

総務部 部長 星野 幸也(内線2100)

担当：契約管理課(電話0279-22-2369)

課長 三井 雅行(内線2151)

契約検査係長 青木 博(内線2156)

令和5年度第1回市政モニターアンケートの実施結果をお知らせします

渋川市は、今年度新規導入した「市政モニター」制度を活用し、46人の市政モニターを対象としたアンケートを実施しました。38人から回答をいただいたアンケートの集計結果をお知らせします。

このアンケート結果は、各種施策の推進や計画立案などの参考資料として効果的に活用するとともに、市ホームページで公開します。

1 概 要

渋川市は、市の政策や計画策定などに対する市民意見を聴取し、各種施策の推進や計画立案などの参考資料として効果的に活用するとともに、市政への市民参加の実現と開かれた市政を推進するため、「渋川市市政モニター」を設置しました。今年度は、市内関係団体からの36人と公募による10人の計46人を、令和5年度の市政モニターに登録しています。

今回、令和5年度第1回市政モニターアンケートとして、「渋Pay」、「広報しぶかわ」、「行政センターと公民館の統合」をテーマにしてアンケートを実施しました。

このアンケートの結果をお知らせします。

2 アンケート実施期間 令和5年8月28日(月)～9月8日(金)

3 アンケート実施対象

令和5年度渋川市市政モニター46人(推薦による登録・36人、公募による登録・10人)

4 回答状況 回答者：38人(20～70歳代) ※回答率：82.6%

5 アンケート集計結果 別紙のとおり

6 今後のアンケートのスケジュール(予定)

- ・第2回：10月に実施、11月に結果を公表
- ・第3回：12月に実施、1月に結果を公表 ※10月末までアンケート項目を募集
- ・第4回：2月に実施、3月に結果を公表 ※12月末まで //

7 そ の 他

今回のアンケート結果を、事業担当課を含む庁内の全所属に共有し、各施策の今後の展開に反映できるよう検討していきます。

参考

市政モニター登録者の情報

(1) 居住地

渋川地区（24人）、伊香保地区（8人）、小野上地区（1人）、
子持地区（5人）、赤城地区（2人）、北橘地区（6人）

(2) 年 齢

20歳代（3人）、30歳代（12人）、40歳代（3人）、50歳代（9人）、
60歳代（13人）、70歳代（6人）

(3) 職 業

会社役員、会社員、団体職員、パート、主婦、医療関係、介護関係、
美容関係、建築関係、旅館業、食品製造、花屋、農家、僧侶、弁護士、
自営業、大学生、無職

(4) 性 別（推薦による登録者のみ）

男性（21人）、女性（15人）

■問い合わせ先

総合戦略部 部長 佐藤 多恵子（内線2410）

担当：政策戦略課（電話0279-22-2182）

課長 鴻田 吉史（内線2420）

広報係長 熊迫 徳三（内線2416）

令和5年度 第1回 渋川市市政モニターアンケート結果

渋川市は、市民の皆様から市政等に関する意見や要望をお聞きし、各種施策の推進や計画立案の参考とさせていただくことを目的に市政モニターアンケートを実施しました。

令和5年度 第1回 アンケートの集計結果は次のとおりです。

- 【調査対象】 令和5年度市政モニター（公募10人・団体推薦36人）
＜モニターの要件＞
- ・市内に住所を有する18歳以上の人
 - ・公務員や地方公共団体の議員などでない人
 - ・同一世帯に市政モニターに応募しようとする者がいない人
- 【実施期間】 令和5年8月28日(月)～9月8日(金)
- 【実施方法】 主としてメール（データ送付）調査（一部、書面（郵送）調査）
- 【実施内容】
1. 渋 Pay について（問1～問3）
 2. 広報しぶかわについて（問4～問6）
 3. 行政センター・公民館について（問7～問9）
 4. その他（問10）
- 【回答状況】 アンケート調査回答者：38人（20歳代～70歳代）
回答率：82.6%

参考 ＜アンケート回答者の情報＞

- (1) 居住地 渋川地区（19人）、伊香保地区（6人）、小野上地区（1人）、子持地区（4人）、赤城地区（2人）、北橘地区（6人）
- (2) 年齢 20歳代（2人）、30歳代（7人）、40歳代（1人）、50歳代（9人）、60歳代（13人）、70歳代（6人）

渋川市
(政策戦略課)

令和5年度 第1回
渋川市市政モニターアンケート結果

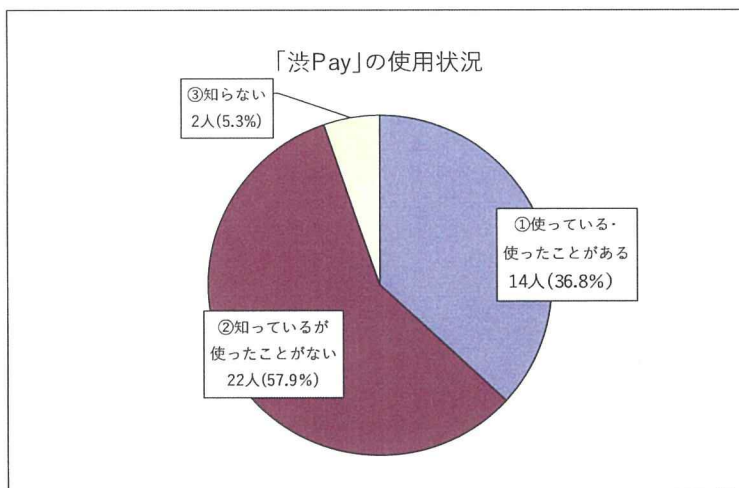
1. 渋 Pay について

渋 Pay は、市内経済の循環と活性化を図り、キャッシュレス決済を推進するために導入した市内限定の電子地域通貨です。スマートフォンアプリまたは、専用カードに電子地域通貨をチャージ（購入）し、市内の加盟店での支払いに使用できるものです。

渋 Pay は、決済額の1%を加盟店に負担いただき、「将来世代への投資」を目的とする事業に活用する仕組みになっています。令和5年度には、市内小中学校23校に貸出用図書を配備しました。

問1 しぶかわ電子地域通貨「渋 Pay」について

- ① 使っている・使ったことがある（14人）
- ② 知っているが使ったことがない（22人）
- ③ 知らない（2人）



<結果>

30~70 歳代まで幅が広い世代で①使ってる・使ったことがあるとの回答がありました。また、②知っているが使ったことがないと回答した人のうち、約半数が今後使用してみたいと回答しました。今後使用予定がない人は、すでに別の決済アプリを使っており、新たに使用することが煩雑になるという回答が目立ちました。

問2 上記「問1」で回答した内容に合わせて下記に回答してください

■①と回答した方（14人）

渋谷 Pay の使い勝手や利用しての感想、利用者を増やすために必要だと思うことなどについて自由に記入してください。

【主な回答】

- ・利用者が利用額を入力する手間がある
- ・キャッシュレス決済に不慣れな人には初期設定が難しいと思うので支援が必要
- ・期間限定の還元キャンペーンではなく、常時、子育て世代への還元率を上げる
- ・他市（勤務先）の電子地域通貨に比べて、まだ使えるところが少なく感じる
- ・広報にて訴求力のある記事で定期的に周知する
- ・金額以上の付加価値があれば利用者は増えると思う
- ・公共料金が払えるなどの多様性を求めます
- ・市からの普及啓発に加えて、店舗での普及啓発も必要だと思う
- ・将来世代への投資について知らない人が多数いると思う

■②と回答した方（22人）

今後、渋谷 Pay を利用したいと思いますか。また、その理由を記入してください

【主な回答】

- ・現金決済や他のキャッシュレス決済を使用しているため、使用したいと思わない
- ・渋谷 Pay の決済額1%が「将来世代への投資」を目的としていることをこのアンケートで知った。そのような目的があるのであれば、現金よりも渋谷 Pay を使おうと思う人は少なくないと思う。今後は利用したいと思う
- ・利用したい。利用方法を知りたい
- ・日常的に利用している店で利用できないため、利用したいと思わない
- ・図書カードやギフトカードのように貰ったら使ってみるかもしれない
- ・若者にはいいかも。高齢者には使いづらい
- ・今後利用してみたい。お店で渋谷 Pay のチラシをよく見るので興味がある
- ・利用したい。ポイント還元があつてお得だから
- ・還元率のよいキャンペーンがあれば別として、すでに使い慣れている決済方法を利用したいと思ってしまう

■③と回答した方（2人）

（1）渋谷 Pay を利用したいと思いますか。また、その理由を記入してください

（2）市政情報を収集する媒体は何ですか？（複数回答可）

- A 広報しぶかわ B 市ホームページ C ほっとマップメール・市 SNS
D 新聞 E その他（ ）

【主な回答】

（1）使用したいと思わない（1人）、無回答（1人）

（2）広報しぶかわ（2人）、ほっとマップメール・市 SNS（2人）、新聞（1人）

問3 渋 Pay の「将来世代への投資」の仕組みについて考えることを自由に記入してください（仕組みに対する意見や積立金の活用方法への意見など）

【主な回答】

- ・広報や市の SNS で具体的に何に利用されているのか報告すべきだと思う。それを知れば、市内で食事をしたり、買い物をしようと思える
- ・別のポイントとの相互性をもたせてほしい
- ・高齢者が介護保険サービスを利用した際、利用料金を渋 Pay で支払うことができ、サービス提供事業者＝加盟者が 1 %を投資、という仕組みも面白いのではないか
- ・渋 Pay を利用すると寄付になることを始めて知った。もっとそのことをアピールする必要があるかと思います
- ・渋川市は、子育てに良い市であると思います。他市のように産婦人科を呼び込む資金に積立金を活用するなど、総合病院にも産婦人科がないのも含め考えて欲しい
- ・保育園や学童の開演時間の延長に対する補助金や中学生の塾代や部活動費の補助金として積立金を使ってほしい
- ・特異性がないと他の電子マネーと差別化できない
- ・渋 Pay のシステム使用料は事業者負担させるべきではないか
- ・1 %は参加事業者の負担です。地域の事業者（特に小規模事業者）が、地域外資本の店よりアドバンテージになる仕組みがあれば、より理解を得られる気がする
- ・小中学生への支援は充実していると思うが、高校生への支援が薄いと思う
- ・市内の学生が他市町に通学する場合の電車の本数が少ないことへの活用
- ・『将来世代』とは児童・生徒だけなのかとも思うし、その活用法が教育の場だけなのかとも思う。そう限定するならば、教育現場のニーズをよくヒアリングした上で活用方法を検討すべきと思う
- ・海外交流のための資金として活用
- ・将来世代の投資の幅が広く、具体的な内容が見えないので、ふるさと納税の様に、渋 Pay 利用者が活用先の候補を希望できるような仕組みにできないか
- ・後世代への投資または育成は行政が責任を持つべきで、それには税金を投入すべきだと思う
- ・具体的な計画がされていない事業に投資することは、「将来世代への投資」にならないのではと思う
- ・街づくり＝人づくりと思うので、人材育成に積極的に活用してほしい
- ・各ボランティア団体の活動資金などに充てることも将来につながるものと考え
- ・ヤングケアラー対策費や生活保護世帯の児童への支援への活用

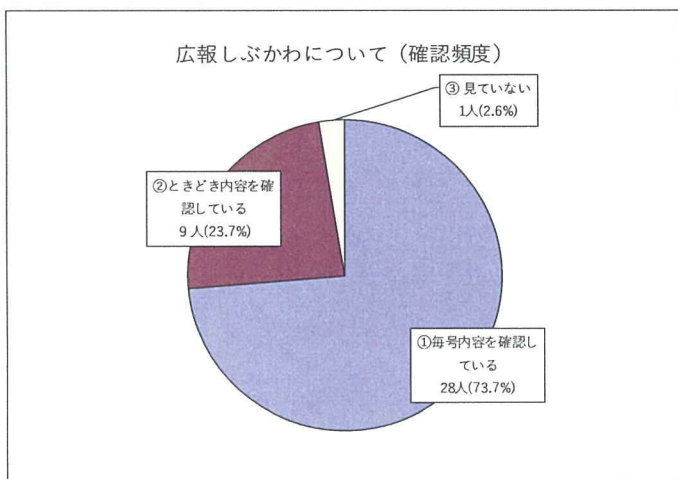
2. 広報しぶかわについて

広報しぶかわは、毎月2回(1日号と15日号)発行する市の広報紙です。市民の皆さんに伝えたい市政情報や市内のイベント情報などを市ホームページ等と併せてタイムリーにお知らせするものです。

令和5年7月には、より市民の皆さんの役に立ち、親しまれる広報紙を目指すため、市民や自治会長向けのアンケートを実施しました。

問4 広報しぶかわについて

- ①毎号内容を確認している (28人)
- ②ときどき内容を確認している (9人)
- ③見ていない (1人)

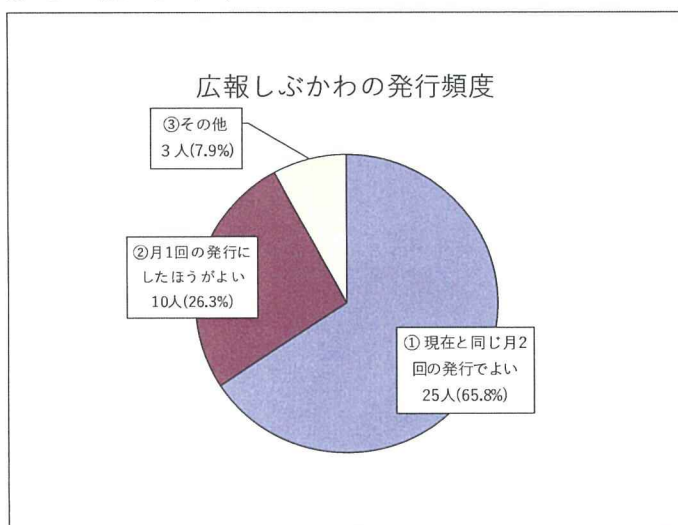


<結果>

20～50歳代は、①毎号内容を確認していると②ときどき内容を確認しているが半分ずつ程度の回答でした。60～70歳代の回答は9割以上が①毎号内容を確認している結果となりました。

問5 広報しぶかわの発行回数について

- ①現在と同じ月2回(1日号・15日号)の発行でよい (25人)
- ②月1回の発行にしたほうがよい (10人)
- ③その他 (3人)



<結果>

全ての世代で、①現在と同じ月2回の発行でよいと回答する割合が多い結果となりました。

問6 上記「問5」の回答を選んだ理由と広報紙の必要性や役割などについて
の考えを自由に記入してください

【主な回答】

■①と回答した方（25人）

- ・ 上旬、下旬で区切りよく渋川のことが書かれているのでわかりやすくて良い。市民が平等に情報収集ができる、という点では、広報誌は必要と考えます
- ・ 月1回発行の市町村に住んだことがあるが、情報が陳腐化してしまう。鮮度の意味では月2回の発行で良いと思う
- ・ 月2回の発行は必要だが、インターネットと絡めることも大切
- ・ 市と市民をつなぐ重要なコミュニケーションツールであると認識しています。ホームページやSNSはアクセスする必要がありますが、広報誌は届けられるため、必ず目に触れます。デジタル化が進む現在でも、紙媒体の必要性はあっていると感じています
- ・ 月1回では忘れてしまうこともあり、月2回確認できてありがたい
- ・ 広報誌を見ることで、市政や地域の取り組みを知ることができて、月2回の発行は妥当だと思う
- ・ 高齢者やデジタル弱者は、特によく広報誌をチェックしており、市内の情報のほとんどをこれから入手していると言っている。デジタル化できれば、手間や予算低減につながるでしょうが、パソコンやスマホの利用率が識字率と同じくらいになるまでは、これをやめることは、そういった人々を切り捨てることになると思う

■②と回答した方（10人）

- ・ 班長を担当した際、配布回数が月2回は負担だった。緊急性のある情報ではなく、内容量もそれほど多くないので、回数を月1回にまとめても問題ないと思う。オールカラー印刷なのももったいない
- ・ 緊急性がない限り月1回でいいと思います。回覧板で事足りるか。削減できるお金や手間暇は削減すべきかと
- ・ 自治会の負担を減らすため

■③と回答した方（3人）

- ・ 広報と同時に回覧板も回るので月2回が適当だと思うが製作費は削減できるよう取り組んだほうがよい。必要な情報はホームページで見ることができるので不便はない
- ・ ~20代は、ほとんどの人が見ていないと思う。しかし、上の世代で楽しみにしている人は沢山いると感じる。自分で調べることや情報の取捨選択が難しい方がいるなかで、自治体の情報や地域の子どもの活動などを知ることができる。

3. 行政センター・公民館について

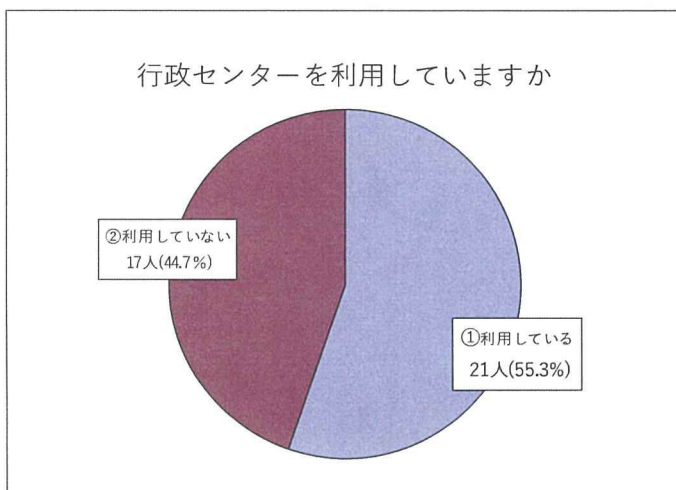
市は、地域振興の拠点、行政の身近な窓口としての役割を果たしてきた「行政センター」と地域の社会教育の拠点、地域活動支援の役割を果たしてきた「公民館」の統合について研究・検討をしています。

行政センター機能と公民館機能を併せ持った新たな地域の拠点をつくることで、様々な団体や住民が1つの拠点に集まり、新たな住民同士の交流や連携が生まれ、地域づくりと地域の活性化が期待されます。

問7 行政センターを利用していますか（※居住地区に限らず）

①利用している（21人）

②利用していない（17人）



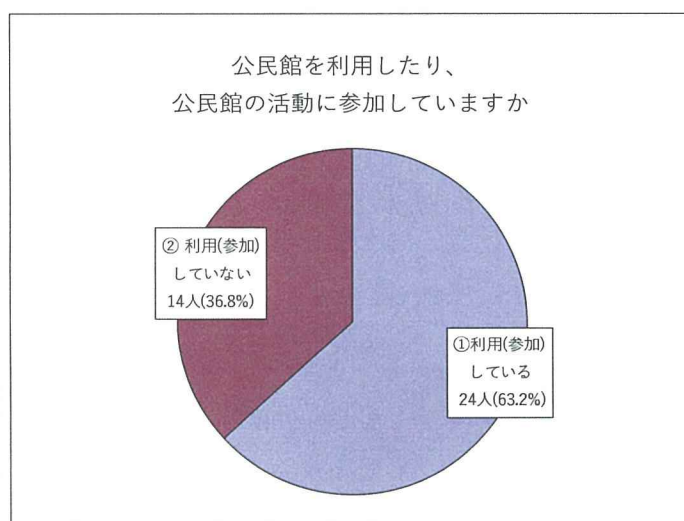
<結果>

40歳代以下は、半数以上が②利用していないという回答となりました。50・70歳代は、①利用しているという回答が8割以上であり、60歳代は、それぞれ半数程度となりました。

問8 公民館を利用したり、公民館の活動に参加していますか

①利用（参加）している（24人）

②利用（参加）していない（14人）



<結果>

40歳代以下は、②利用（参加）していないという回答が多く、50歳代以上は、①利用（参加）しているという回答が多い結果となりました。

問 9 市が研究・検討をしている「行政センターと公民館の統合」についてどのように考えますか。行政センター・公民館の必要性や役割についての考えのほか、自身への影響に限らず、市民への影響などについての考えを自由に記入してください。

【主な回答】

- ・統合については、交通手段が限られる高齢者にとって、どう影響するかが気になる
- ・市役所の諸課の共通性を持たせ、機能させてから考えていったほうがいいと思う
- ・市役所まで行かずとも必要な手続きが行えるので、行政センターは必要と思います
- ・各支所の利用状況が減少傾向にあれば、統合を視野に検討を進めることも必要かと思います
- ・経費削減のため、進めて欲しい。統合による不都合はあまり感じられない
- ・地域の高齢者にとって公民館活動は、希少なコミュニケーションの場であり、老後の貴重な学びの場でもある。統合により、人員や予算が減少すれば、おのずと機会も減少してしまう。その機会損失につながらないような前向きで丁寧かつ戦略的な配慮が必要と思う
- ・公民館の中に行政センターの窓口があって、そこで必要なところへつないでもらえれば利便性が上がると思います
- ・市長部局と教育部局が一緒になって稼働できるとしたら、地域の方々は、一か所で全て間に合うのでうれしい
- ・旧町村の支所や公民館の建物を見ると、無駄感が大きい。有効利用を考えた場合、統合して空いた建物や人材の活用を図るのもいいと思う
- ・行政センターと公民館の法的位置づけはまったく違うと認識しています。ただ、双方の利便性や必要性を失わずに存続する方法を検討していただきたい
- ・統合することは賛成だが、公民館が災害時避難所となっているため、小さくなってしまうのは困る

4. その他

問 10 その他、市政についての意見などあればご記入ください

【主な回答】

- ・高齢者のインフルエンザワクチン助成のように、小児もぜひ検討してもらいたい
- ・ネットによる申請・会議の充実等で、市民サービス、利便性の向上を図ってもらいたい
- ・予算の関係もあるでしょうが、道路脇の雑草退治をもう少し頑張ってほしい
- ・毎年のように部・課の名称が変わるので大変です

ふるさと再発見 渋川の偉人展第12回目として 「渋川郷学 周休竹溪顕彰展」を開催します

ふるさと再発見 渋川の偉人展第12回目として、18世紀後半の赤城町持柏木出身の僧・漢詩者である周休竹溪（しゅうきゅうちくけい）について取り上げる「渋川郷学 周休竹溪顕彰展」を、11月16日（木）から開催します。
11月15日（水）には、関係者による開催セレモニーを行います。

1 目 的

渋川市にゆかりのある先人の功績に改めて光をあて讃えるとともに、多くの方々にその功績をより深く知っていただき、郷土の誇りとして後世に末永く継承していくために顕彰展を開催するものです。この顕彰展は、平成30年度から毎年開催しています。

2 内 容

18世紀後半の赤城町持柏木出身の僧で、多くの漢詩作品を遺し、幕末の教育者・堀口藍園（らんえん）に詩文の師匠として大きな影響を与えた周休竹溪（しゅうきゅうちくけい）の生涯と、周休が生前に住職を務めた市内の寺社等を紹介します。

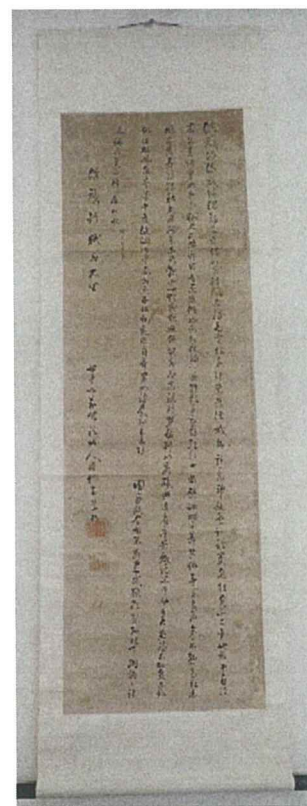
3 会場及び開催期間

- （1）市役所本庁舎市民ホール
令和5年11月16日（木）～22日（水）
午前8時30分～午後5時15分
※市役所閉庁日は除く
- （2）市役所第二庁舎あじさいサロン
令和5年11月27日（月）～12月1日（金）
午前8時30分～午後5時15分

4 展 示 品

解説用のパネルの他、周休が書いた掛け軸の写真等を展示する予定です。

※作成した解説用のパネルは、顕彰展終了後に市内の各小中学校で行う巡回展示での使用を予定しています



▲周休が書いた掛け軸

5 開催協力

顕彰展の開催にあたり、周休が住職を務めた遍照寺（へんじょうじ）、石原寺（せきげんじ）、延命寺から協力を得ています。

また、周休の漢詩等について詳しく解説している『周休上人の詩的世界』『渋川の二大漢詩集 澁川の華』の著者・品川鈴峰（れいほう）様からも協力を得ています。

6 そ の 他

令和5年11月15日（水）の午後2時から、市長ほか、関係者による開催セレモニーを、渋川市役所本庁舎1階の市民ホールで実施します。

参考

1 周休竹溪略歴

- 1775年（安永 4）旧横野村（赤城町持柏木）に生まれる
 - 1785年（天明 5）西善寺（さいぜんじ）にて剃髪し、周弁の弟子となる
 - 1787年（天明 7）檀林郷校に入り、8年間仏教を学ぶ
 - 1795年（寛政 7）上野東叡山学寮に入り、8年間仏教や経史等を学ぶ。また、この頃、佐々木琴台（きんたい）に漢詩を学んでいた
 - 1803年（享和 3）遍照寺の住職になる
 - 1812年（文化 9）遍照寺が火災に遭い、全焼する
 - 1817年（文化14）遍照寺の客殿、庫裏を再建させる。その後も寺内を整備した
 - 1830年（文政13）『竹溪小稿』を刊行
 - 1837年（天保 8）『小稿続篇』を刊行
 - 1842年（天保13）遍照寺を退隠し、石原寺へ移る
 - 1844年（弘化元）延命寺へ移る
 - 1854年（嘉永 7）2月4日、延命寺で死去。遺骨は遍照寺に納められた
- ※没年月日は、延命寺門前の周休塔の刻字を参考にした

2 ふるさと再発見 渋川の偉人展開催状況（取り扱った人物）

- ・平成30年度 佐藤次郎展（第1回）
角田柳作顕彰展（第2回）
- ・令和元年度 浅野総一郎顕彰展（第3回）
穂刈恒一顕彰展（第4回）
- ・令和2年度 吉田芝溪顕彰展（第5回）
木暮武太夫顕彰展（第6回）
渡辺啓助顕彰展（第7回）
- ・令和3年度 木暮足翁顕彰展（第8回）
今井善一郎顕彰展（第9回）
- ・令和4年度 高橋蘭斎顕彰展（第10回）
森田素夫顕彰展（第11回）

■問い合わせ先

教育部 部長 斉藤 章吉（内線4930）
担当：生涯学習課（電話0279-22-2500）
課長 照井 智子（内線4950）
生涯学習係長 武井 祐治（内線4954）

「渋川市地域福祉計画」、「渋川市障害福祉プラン」、 「渋川市高齢者福祉計画」の策定に係る市民意見公募を 実施します

渋川市は、「第2期渋川市地域福祉計画」、「渋川市障害福祉プラン」及び「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」の策定に当たり、市民の皆さんの意見を幅広く計画に反映させるため、11月27日（月）～12月26日（火）の間、計画案に対する市民意見公募を実施します。

1 計画等の概要

（1）第2期渋川市地域福祉計画

地域福祉の推進のため、地域福祉に関する事項を一体的に定める計画です。

第1期計画の計画期間（平成26年度～令和5年度）の満了に伴って、第2期計画を策定するものです。

〈計画期間：令和6年度～15年度〉

（2）渋川市障害福祉プラン

渋川市障害者計画、渋川市障害福祉計画、渋川市障害児福祉計画をまとめたもので、障害の有無に関わらず、誰もが人格や個性を尊重し、相互に支え合う共生社会を実現するための方策などについて定めるプランです。現在の計画期間（令和3年度～令和5年度）の満了に伴い策定するものです。

〈計画期間〉

- ・渋川市障害者計画：令和6年度～11年度
- ・渋川市障害福祉計画：令和6年度～8年度
- ・渋川市障害児福祉計画：令和6年度～8年度

（3）渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）

第8期計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）の満了に伴い策定するものです。地域の助け合い・支え合いによって、高齢者一人ひとりが生涯にわたって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指すことを目的としています。

〈計画期間：令和6年度～8年度〉

2 計画案の閲覧と意見の募集期間 令和5年11月27日（月）～12月26日（火）

3 計画案の閲覧場所【閲覧時間】

（1）渋川市公式ホームページ【24時間】

（2）渋川市役所本庁舎（1階市民ホール前、地域包括ケア課または介護保健課）、 第二庁舎（2階入口）、各行政センター【閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分】

4 意見提出方法

意見を記入した所定の様式を、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 第2期渋川市地域福祉計画

- ①持 参：地域包括ケア課管理係又は各行政センター
- ②郵 送：〒377-8501 渋川市石原80番地
渋川市地域包括ケア課管理係宛
- ③F A X：0279-22-2327
- ④Eメール：fuku-s@city.shibukawa.gunma.jp

(2) 渋川市障害福祉プラン

- ①持 参：地域包括ケア課障害福祉係又は各行政センター
- ②郵 送：〒377-8501 渋川市石原80番地
渋川市地域包括ケア課障害福祉係宛
- ③F A X：0279-22-2327
- ④Eメール：fuku-s@city.shibukawa.gunma.jp

(3) 渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）

- ①持 参：介護保険課又は各行政センター
- ②郵 送：〒377-8501 渋川市石原80番地
渋川市介護保険課宛
- ③F A X：0279-20-1103
- ④Eメール：kourei-s@city.shibukawa.gunma.jp

※所定の様式は、計画案の閲覧場所にあります

5 結果報告

提出された意見に対する市の考え方を市ホームページなどに掲載します。

※意見以外の個人情報などは公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません

■問い合わせ先

福祉部 部長 山田 由里（内線1200）
〈渋川市地域福祉計画〉
担当：地域包括ケア課（電話0279-22-2250）
課長 西脇 正悟（内線1210）
管理係長 福島 敬（内線1226）
〈渋川市障害福祉プラン〉
担当：地域包括ケア課（電話0279-22-2359）
課長 西脇 正悟（内線1210）
障害福祉係長 野村 昌孝（内線1211）
〈渋川市高齢者福祉計画〉
担当：介護保険課（電話0279-22-2116）
課長 小渕 正子（内線1230）
介護給付係長 柴崎 智広（内線1250）

令和5年度人権尊重ポスター入賞作品展示会を開催します

渋川市は、市民の人権尊重意識を高め、円滑な人権教育の推進を図ることを目的として、市内の小中学生等から、人権尊重ポスターの募集を行っています。今年度は計831点の応募があり、審査により入賞作品を決定しました。この作品を紹介する展示会と入賞者表彰式を開催します。

1 概要

渋川市は、市民の人権尊重意識を高め、円滑な人権教育の推進を図ることを目的として、毎年、市内の小学6年生、中学2年生、高校生及び渋川特別支援学校の生徒の希望者から人権尊重ポスターの募集を行っています。今年度は合計831点（小学生の部481点、中学生の部350点）の応募があり、審査の結果、最優秀賞2点、優秀賞14点、優良賞28点の入賞作品を決定しました。

この入賞作品を広く紹介し、さらなる市民の人権尊重意識の高揚を図るため、入賞作品（計44点）の展示会を開催します。

2 入賞者 「令和5年度人権尊重ポスター展入賞者名簿」のとおり

3 入賞作品展示会

(1) 第二庁舎展示会

①日 程 令和5年11月13日(月)～24日(金) 午前8時30分～午後5時15分
※市役所閉庁日は除く

②場 所 渋川市役所第二庁舎2階 あじさいサロン

(2) 本庁舎展示会

①日 程 令和5年11月28日(火)～12月8日(金) 午前8時30分～午後5時15分
※市役所閉庁日は除く

②場 所 渋川市役所本庁舎1階 市民ホール

4 入賞者表彰式

(1) 期 日 令和5年11月13日(月)

(2) 時 間 ①小学生の部＝午後4時45分～ ②中学生の部＝午後5時30分～

(3) 場 所 市役所第二庁舎201会議室

5 その他

最優秀賞、優秀賞の作品は、令和6年度人権教育啓発カレンダーに掲載します。カレンダーは、広報しぶかわ3月1日号とともに、毎戸に配布します。

参考

- (1) 令和5年度は、高校生及び渋川特別支援学校生徒からの応募はありませんでした
- (2) 令和4年度は917点（小学生の部510点、中学生の部407点）の応募があり、最優秀賞2点、優秀賞14点、優良賞28点となりました。

■問い合わせ先

教育部 部長 斉藤 章吉（内線4930）

担当：生涯学習課（電話0279-22-2500）

課長 照井 智子（内線4950）

生涯学習係長 武井 祐治（内線4954）

令和5年度 人権尊重ポスター展入賞者名簿

【小学生の部】

賞種別	学校名	氏 名
最優秀賞	中郷小学校	坂庭 虹光
優秀賞	渋川北小学校	高橋 枇那
優秀賞	渋川北小学校	細野 心結
優秀賞	古巻小学校	下田 果歩
優秀賞	古巻小学校	山田 かのこ
優秀賞	古巻小学校	飯塚 龍之介
優秀賞	豊秋小学校	田村 遼太郎
優秀賞	津久田小学校	山下 隆真
優良賞	渋川北小学校	品田 夏奈
優良賞	渋川北小学校	柴崎 こころ
優良賞	渋川南小学校	津久井 真唯
優良賞	金島小学校	萩原 伶
優良賞	古巻小学校	小坂橋 こな
優良賞	古巻小学校	岩崎 結音
優良賞	古巻小学校	大木 斗真
優良賞	豊秋小学校	佐藤 怜央
優良賞	豊秋小学校	田子 なつ美
優良賞	豊秋小学校	田村 駿太郎
優良賞	豊秋小学校	山崎 一颯
優良賞	三原田小学校	大畠 実桜
優良賞	三原田小学校	南雲 真綾
優良賞	橘小学校	志村 大樹

【中学生の部】

賞種別	学校名	氏 名
最優秀賞	北橘中学校	内田 優花
優秀賞	古巻中学校	市川 佳穂
優秀賞	古巻中学校	高津 青莉
優秀賞	子持中学校	大嶋 雫
優秀賞	子持中学校	中村 葉月
優秀賞	子持中学校	山本 詩乃
優秀賞	赤城南中学校	後藤 美緒
優秀賞	北橘中学校	鈴木 堇
優良賞	渋川中学校	萩原 彩那
優良賞	渋川北中学校	岩田 志保
優良賞	渋川北中学校	勝田 恵介
優良賞	渋川北中学校	外丸 莉亜夢
優良賞	金島中学校	水野 玲美有
優良賞	古巻中学校	保坂 咲希
優良賞	伊香保中学校	小堀 友鈴
優良賞	子持中学校	飯塚 菜羽
優良賞	子持中学校	兵藤 那生
優良賞	子持中学校	三田村 美友菜
優良賞	子持中学校	板倉 璃空
優良賞	子持中学校	後藤 花香
優良賞	北橘中学校	今井 花奈
優良賞	北橘中学校	下田 稜己

【最優秀作品】



◀小学生の部
中郷小学校 6年
(6年)
さかにわ にこ
坂庭 虹光さん



◀中学生の部
北橘中学校
(2年)
うちだ ゆうか
内田 優花さん